市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する 官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に 委託することが可能な業務の範囲等について

平成20年1月17日 内閣府 公共サービス改革推進室

内閣府官民競争入札等監理委員会等においては、「経済財政改革の基本方針 2 0 0 7 」 (平成 1 9 年 6 月 1 9 日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針」(平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日閣議決定)を踏まえ、市町村の出張所及び連絡所等の窓口業務(法令に基づく申請等の受付その他処理に関する業務をいい、以下「市町村の窓口業務」という。)に関し、各地方公共団体の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について、制度を所管する関係省に対し、自主的・積極的な検討を求め、協議してきたところです。

この結果、12月24日に改定された「公共サービス改革基本方針」において、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされました。

上記閣議決定に基づき、関係省との協議の結果を以下のとおりまとめましたので、以 下掲載します。

- 1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲
 - ・ 別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業 務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
 - ・ 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村 職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民 間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当す る業務について整理されています。
- 2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

以下は窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。

- (1)市町村の適切な管理
 - ・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。

- ・ また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿(住民基本台帳、戸籍簿、学齢 簿、犬登録原簿等)の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は 確実に行ってください。
- ・ なお、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者にこれらを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。
- ・ 市町村職員が委託先職員に指揮命令して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければなりませんのでご留意ください。

(2)個人情報の保護

窓口業務の実施にあたっては住民に関する各種個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例の規定に受託した民間事業者及びその従業員を追加し、 罰則規定の対象とするなどの整備を行う必要があるほか、当該業務の内容に応じた 情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に対する特段の配慮をお願いします。

(3)公共サービス改革法の規定との関係

【公共サービス改革法第34条(特定公共サービス)について】

公共サービス改革法第34条の規定については、官署内に市町村職員が常駐しない事例を想定した上で、民間事業者に同条第1項各号の証明書等交付業務を委託により取り扱わせる場合の特例として定めているものであり、この規定に基づいて民間事業者が取り扱える業務の範囲は、本人請求等の「受付」と当該請求にかかる証明書等の「引渡し」の業務に限られるのは、従前のとおりです。

当該業務について同法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施して民間 事業者に業務を委託した場合は、同法におけるみなし公務員規定その他の規定も適 用されます。

【今回の市町村の適切な管理における民間事業者への委託について】

今回整理された業務については、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情に応じて条例等で手続を整備することにより、官民競争入札又は民間競争入札等を実施することが可能ですが、現行法の範囲内で行うものについては、公共サービス改革法の規定は適用されませんので、ご留意ください。

問い合わせ先

問い合わせ内容	所管部署名	電話番号
全般に関する事項	内閣府公共サービス改革推進室	03-5501-1657
総務省の所管事項	総務省自治行政局行政体制整備室	03-5253-5519
	H.20.7.22 より問い合わせ先を変更	
法務省の所管事項	法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	03-3592-7007
文部科学省の所管事項	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企	03-6734-2007
	画課教育制度改革室	
厚生労働省の所管事項	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事	03-5253-1111
	官室	(7789)
国土交通省の所管事項	国土交通省自動車交通局技術安全部自動車	03-5253-8588
	情報課	

市町村の適切な管理のもと 市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
住民異動届	1 住民異動届の受付に関する業務 ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認	総務省
	2 住民票の記載に関する業務 ・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末 の入出力の操作を含む。	
	3 転出証明書の作成に関する業務 ・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、 端末の入出力の操作を含む。	
	4 転出証明書の引渡し業務	
	5 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間 事業者の取扱いは認められない。	
住民票の写し 等の交付	1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者(自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者)からの請求の受付も含む。	総務省
	2 住民票の写し等の作成に関する業務 ・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合に は、端末の入出力の操作を含む。	
	3 住民票の写し等の引渡し業務	
	4 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間 事業者の取扱いは認められない。	

戸籍の附票の写しの交付	 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者(自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者)からの請求の受付も含む。 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 ・戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 戸籍の附票の写しの引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	総務省
づく納税証明書	以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと(庁舎内)において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 ・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。	総務省
戸籍の届出	 戸籍の各届出の受付に関する業務 ・届出人の確認、届書の記載事項、添付書類の確認 戸籍の記載に関する業務 ・戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 その他、事実上の行為又は補助的業務 	法務省
戸籍謄抄本等 の交付	1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認	法務省

・第三者(本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者)か らの請求の受付も含む。 戸籍謄抄本等の作成に関する業務 ・戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合に は、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍謄抄本等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 外国人登録原 | 1 外国人登録原票記載事項証明書等の交付請求の受付に関する| 法務省 票記載事項証明 業務 書等の交付 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外(代理人及び同居の親族)からの請求の受付も含む。 外国人登録原票記載事項証明書等の作成に関する業務 ・外国人登録原票記載事項証明書の作成のみならず、電算化さ れている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 外国人登録原票記載事項証明書等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 1~4の業務に関し、外国人登録原票記載事項証明書の作成 に必要な基本的項目(「氏名」、「出生の年月日」、「男女の 別」、「国籍」、「在留の資格」、「在留期間」、「居住地」、 「世帯主の氏名」及び「世帯主の続柄」)に限り民間事業者の 取扱いを可能とする。 なお、個別の事案について、本件取扱いに対し更に助言を必 要とする場合には、法務省入国管理局登録管理官に助言を求め ることとして差し支えない。

転入(転居)者	1 学齢簿への記載に関する業務	文部科学省
への転入学期日	・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場	
及び就学すべき		
小・中学校の通知		
(教育委員会か	2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する	
ら市町村に事務	業務	
委任されている	・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている	
場合)	場合には、端末の入出力の操作を含む。	
一		
	3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務	
	4 その他、事実上の行為又は補助的業務	
埋葬・火葬許可	1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務	厚生労働省
	・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認	
	2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務	
	・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合に	
	は、端末の入出力の操作を含む。	
	3 埋葬・火葬許可証の引渡し業務	
	4 その他、事実上の行為又は補助的業務	
国民健康保険	1 各種届出書・申請書の受付	厚生労働省
関係の各種届出	・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付	
書・申請書の受付		
及び被保険者証		
等の交付	2 被保険者台帳等への記載に関する業務	
13 30 22 13	・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合	
	には、端末の入出力の操作を含む。	
	3 被保険者証等の作成に関する業務	
	・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、	
	端末の入出力の操作を含む。	
	別のパログの大田/JのJ来下で日も。	
	4 被保険者証等の引渡し業務	
	5 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービ	
	ス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国	

民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月28日付け老介発第0328001号・保国発第0328002号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。

老人医療関係 の各種届出書・申 請書の受付及び 受給者証等の交 付

| 1 各種届出書・申請書の受付

- ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認
- 2 受給者台帳等への記載に関する業務
 - ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合に は、端末の入出力の操作を含む。
- 3 受給者証等の作成に関する業務
 - ・受給者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、 端末の入出力の操作を含む。
- 4 受給者証等の引渡し業務
- 5 その他、事実上の行為又は補助的業務

現行法上委託することが可能な範囲については、「公共サービス改革基本方針」の改定(老人医療関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月30日付け保総発第0330007号厚生労働省保険局総務課長通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。

厚生労働省

介護保険関係	1	各種届出書・申請書の受付	厚生労働省
の各種届出書・申		・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付	
請書の受付及び		書類の確認	
被保険者証等の			
交付	2	被保険者台帳等への記載に関する業務	
		・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合	
		には、端末への入出力の操作を含む。	
	3	被保険者証等の作成に関する業務	
		・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、	
		端末の入出力の操作を含む。	
	4	被保険者証等の引渡し業務	
	5	その他、事実上の行為又は補助的業務	
		民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託	
		を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定である	
		ので、詳細はこれにより了知されたい。	
国民年金被保	1	届出書の受付に関する業務	厚生労働省
険者の資格の取		・届出者の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認	
得及び喪失並び			
に種別の変更に	2	受付処理簿に記載する業務	
関する事項並び		・受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、	
に氏名及び住所		端末の入出力の操作を含む。	
の変更に関する			
事項の届出の受	3	届出書の報告・送付に関する業務	
理		・届出書の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付	
	4	その他、事実上の行為又は補助的業務	
妊娠届の受付	1	妊娠届の受付に関する業務	厚生労働省
及び母子健康手		・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認	
帳の交付			
	2	母子健康手帳の引渡し業務	
	3	その他、事実上の行為又は補助的業務	
		母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠	
		届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健	
		師がすべてのケースを把握すること。	

飼い犬の登録	1	飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務	厚生労働省
		・申請者の確認、申請書の記載事項の確認	
	2	原簿への記載	
	_	・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の	
		入出力の操作を含む。	
	3	犬鑑札の引渡し業務	
	4	その他、事実上の行為又は補助的業務	
 狂犬病予防注	1	狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務	厚生労働省
射済票の交付		・狂犬病予防注射済証等の確認(交付及び再交付に際し、申請	
		書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確	
		認を含む。)	
		VT 1) 7 (1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	
	2	狂犬病予防注射済票の引渡し業務 	
	3	その他、事実上の行為又は補助的業務	
児童手当の各	1	児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務	厚生労働省
種請求書・届出書		・請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認	
の受付	2	受給者台帳等への記載に関する業務	
	2	・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合に	
		は、端末の入出力の操作を含む。	
	3	通知書等の作成に関する業務	
		・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されて	
		いる場合には、端末の入出力を含む。	
		通知事等の送付に関する <u>業</u> 変	
	4	通知書等の送付に関する業務 	
	5	その他、事実上の行為又は補助的業務	
精神保健及び	1	精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務	厚生労働省
精神障害者福祉		・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認	
に関する法律に		・本人以外(保護者等)からの申請の受付も含む。	
基づく精神障害	_	ᄬᅔᄱᅉᇚᆉᄱᄱᅝᇏᆉᆛᄺᄹᇹᇫᄀᄓᅘᆝᄥᄙ	
者保健福祉手帳 の交付(市町村の	2	精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 	
(公文刊(中町刊の 経由事務)	3	その他、事実上の行為又は補助的業務	
	_		

	精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県(指定都市)の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を経由して行うこととされている。 1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務	厚生労働省
金体障害省福祉法に基づく身体障害者手帳の 交付(市町村の経	・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外(保護者等)からの申請の受付も含む。	学 工力 倒 目
由事務)	2 身体障害者手帳の引渡し業務	
	3 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	身体障害者手帳の交付は、都道府県(指定都市及び中核市)の 事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令 第4条に基づき、市町村を経由して行うこととされている。	
療育手帳の交付(市町村の経由 事務)	1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認・本人以外(保護者等)からの申請の受付も含む。	厚生労働省
	2 療育手帳の引渡し業務	
	3 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	療育手帳の交付は、都道府県(指定都市)の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を経由して行うこととされている。	
自動車臨時運行許可	1 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認	国土交通省
	2 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務 ・自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている 場合には、端末の入出力の操作を含む。	
	3 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業 務	
	4 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務	
	5 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合	

における督促に関する業務
・電話等による催告業務
6 その他、事実上の行為又は補助的業務

(注) 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。(総務省)